

手続きフローチャート

個人が営利目的外で使用する場合、手続きは不要です！

団体・企業（個人事業主を含む）が営利目的外で使用する場合は使用の届出が必要です。

営利目的の場合は使用者としての登録及び使用の承認が必要です。

